

## 台湾における選挙制度改革についての考察

曾 琳 雁

### 概要

本稿においては台湾で実施されてきた選挙制度の改革についての分析を行う。選挙は近代国家における最も重要な民主主義の判断基準である。しかし、実際に票が議席に転換される際には、一票一票に対応する議席が必ずしもあるとは限らない。したがって、異なる選挙制度は異なる選挙結果をもたらすということができる。そのため、選挙制度をいかなるものにするかは民主国家にとって重要な課題となる。

選挙の種類は、主に選挙区制、投票方式、代表制の種類に従い分類されているが、複数の選挙制度が同時に使われる場合は混合制と言われている。台湾では2004年までの立法委員（国会議員相当）選挙では主に中選挙区制が採用されていたが、様々な問題が発生したために、選挙制度改革の動きが起こった。しかしながら、各政党の保守的な姿勢は改革のプロセスを難航させた。最終的には、小選挙区制比例代表「並立制」と「併用制」に絞られ、民主進歩党（以下民進党）と中国国民党（以下国民党）という大政党が各自の議席の躍進と確保という観点から並立制を採用した。

2012年までに並立制で計2回の選挙が行われたが、問題が期待した通りには改善されないばかりか、新たな課題も生じることとなった。特に、一票の格差問題が重要な課題となった。一票の格差を解消するために設けた「人口差が上下15%以内」原則が逆に一票の格差を増大

させたことや、死票が約2倍に増加したことなどは、憲法上明記されている平等の原則に抵触していると考えられる。本稿は2012年に実施された選挙結果などから新制度の問題点を明らかにし、台湾の選挙制度に新たな着眼点を与えることを目的としている。

### 1. はじめに

1960年代に世界中の大多数の国は出身、性別、財産、肌の色などにより限定されていた選挙から普通選挙へと選挙方法が変化していく。それにしたがって、多くの現代民主主義国家が出現することとなった。しかし、ある国がそれ自体を民主主義国家であるとしていても、民主主義が実質的には行われていない場合もある。民主主義国家を評価するために、政治学者 Robert A. Dahl（以下 Dahl）は、制限選挙が行われていた時代の民主主義と区別するため、20世紀以降の普通選挙を伴った民主主義についてポリアーキー（polyarchy）という評価基準を提唱した。その基準として、Dahl が重視したのは、自由で公正な選挙が定期的に行われることである。つまり、民主主義国家において選挙制度は極めて重要な要素といえる<sup>1</sup>。選挙制度とは、一定の有資格者の投票によって、好ましい立候補者を選出する際に適用される規則である。Lijphart（1994）によれば、選挙制度は有権者の票（votes）を議席（seats）に転換する方法である。梅津・富沢（2000）は、選挙は国民・住民が投票によって国や自治体の意思決定に参

<sup>1</sup> Dahl（2001）、116頁、122-123頁参照。

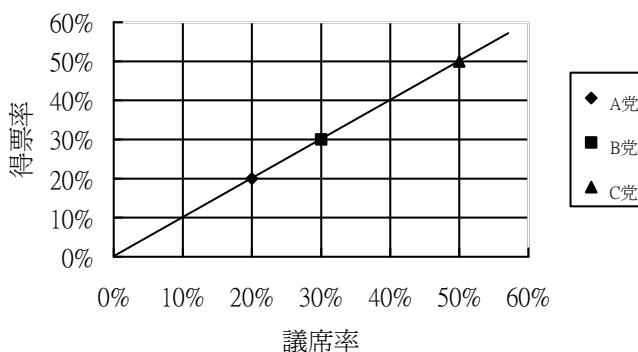


図1 理想的な議席率・得票率の転換

加できるという点で、自由社会を支える最大の柱であると定義した<sup>2</sup>。理想的な選挙制度においては得票率と議席率は完全に相応する(図1)が、実際にはそれぞれの選挙制度によって得票と議席の分配方法が異なる。議席配分は整数の値を取らねばならないが、その配分の基準となる得票率は小数の値となることが通常であるため、得票と議席の対応が不釣り合いになるのは避けられない。また、国によって選挙区間の人口の不均衡などの様々な事情があり、「一人一票」は実現されているが、「一票の格差を無くす」ことは決して容易なことではない。つまり、異なる選挙制度は異なる選挙結果をもたらすということである。そのために、いかなる選挙制度を選択するかは民主主義国家にとって重要な課題ということになる。

## 2. 選挙制度の種類と説明

選挙制度の類型に関しては様々な学説がある。以下では、諸学説と国際民主化選挙支援機構(International Institute for Democracy and Election Assistance, 略称 International IDEA)<sup>3</sup>が発表したものに基づいて選挙制度を分類(表1)して、

順に説明を加える。

まずは、選挙区制による分類をすると、すべての選挙区の定数が1人である場合は小選挙区制(single-member district system)と呼ばれる。小選挙区に対して一つの選挙区から複数の議員が選出される制度は大選挙区制(multi-member district system)と言われる。日本で1993年まで行われていた衆議院の選挙区選挙と、現在の参議院の選挙区選挙の一部は、定数が2から6(参議院は定数1から4まで)であり、中規模の選挙区制という意味合いで中選挙区制と言われる<sup>4</sup>。

次に、投票方式による分類は単記投票式(single-ballot system)と連記投票式(multi-ballot system)がある。単記投票式とは、一人の候補者を選んで投票する方式であり、もともとは小選挙区制に対応した投票方式であった<sup>5</sup>。単記投票制は、単記移譲式(single-transferable vote; STV)と単記非移譲式(single non-transferable votes; SNTV)に分類できる。単記移譲式は、有権者が複数の候補者に順位を付けて投票する方式であり、当選基数<sup>6</sup>を上回る候補者が当選となる。最下位の投票者の票と当選者の剰余票

<sup>2</sup> 梅津実・富沢克(2000)、85頁参照。

<sup>3</sup> International IDEAは本部をスウェーデンに置く、27ヶ国からなる政府間組織である。世界全域にわたって民主主義の設立を支援するために設置された国際機関であり、各国政府、研究機関、さらに国際開発NGOと協力し、民主化が未整備な国々に対し、制度作りと民主的文化作りの支援をおこなっている。日本は2003年にオブザーバーの資格を取得している。

<sup>4</sup> 呉東野(1996:95)によればDieter Nohlenは定数6から9までを中選挙区と定義した。

<sup>5</sup> 伊藤・田中・真淵(2000)、140頁参照。

<sup>6</sup> 1議席を獲得するために必要な得票数である。よく使われるのはヘア基数(Hare quota)(有効投票数/定数)、Hagenbach-Bischoff quota〔有効投票数/(定数+1)〕、Droop quota〔有効投票数/(N+1)+1〕などである。

表1 選挙制度の種類

選挙制度の分類	選挙区制による	大選挙区制		
		中選挙区制		
		小選挙区制		
	投票方式による	単記投票制	単記移譲制	
			単記非移譲制	
		連記投票制	完全連記制	
			制限連記制	
	逡減連記制			
	代表制による	多数代表制	相対多数決	単純小選挙区制
				連記制
			絶対多数決	小選挙区二回投票制
				選択投票制
		比例代表制	名簿式比例代表制	
混合制による	併用制			
	並立制			

は有権者により指定された順位に従って他の候補者に移譲される。移譲によって当選基数に至る候補者は当選となる。定数に達するまでにこの手続きは繰り返される。票の移譲により、最終的に各政党の得票率と議席率が比例するようになるために、比例代表制の一種ともされている<sup>7</sup>。単記非移譲式においては、一つの選挙区の定数が2人以上で、有権者は1人の候補者を選んで投票する。票の移譲ができず、得票順に定数までの候補者は当選となる。比例代表制としての要素もあるため、準比例代表制（semi-proportional representation）とも呼ばれる。連記投票制は、複数の候補者名を連記するもので、大選挙区に対応した投票方式である。また連記投票制は、完全連記制、制限連記制、逡減連記制に分けられる。完全連記制は、定数2人以上の選挙区で、有権者は定数分の候補者を選んで投票することで、得票順に定数までの候補者は当選となる。制限連記制においては、定数3人以上の選挙区で、2人以上に定数未満の数の候補者を選んで投票する。逡減連記制では、有権者は各候補者に順位を付けて投票する。移譲制と異なるのは、票が移転される際に、票の価値が逡減させられて計算されることで、移譲票の価値が小さくなることである。

また、代表制による分類は多数代表制（majority representation）と比例代表制（proportional representation system; PR system）に分けられる。多数代表制はさらに相対多数決（relative majority）と絶対多数決（absolute majority）に分類できる。相対多数決では、過半数ではなくても最も多い得票を獲得した候補者を当選させる制度である。単純小選挙区制と完全連記制では、相対多数決で当選者が決定する。一方、絶対多数決は、過半数の得票を獲得した候補者を当選させる制度である。過半数の得票を得た候補者がいない場合に、第二回の投票を行うのが小選挙区二回投票制である。選択投票は候補者を順位付けて投票して、過半数の票を獲得した候補者が当選する制度である。ただし、過半数の得票を得た候補者がいない場合に、最下位得票者の票を第2順位の候補者に移譲し、定数が満たされるまでその手続きを繰り返すことができる。

それに対して比例代表制は、大選挙区での各党の得票率に応じて議席を分ける制度である。議席配分する仕組みには、当選基数（quota）、小数点以下の端数処理に関してドント式、最大剰余式、サンラゲ式、修正サンラゲ式など様々な方式がある。比例代表制はまた名簿式比例代

<sup>7</sup> 佐藤（2011）、3頁参照。

表2 台湾の立法委員選挙制度の改革前後の比較

	旧制 (1992-2004)	新制 (2008-)
総議席数	225 (4、5、6回) <sup>14</sup>	113
地域区選挙議席	168 (中選挙区制)	73 (小選挙区制)
名簿比例代表議席	49	34
比例代表の議席阻止条項	5%	5%
比例代表制の計算方式	ヘア基数 (Hare quota)	ヘア基数 (Hare quota)
原住民 (平地 / 山地) 議席	4/4 (中選挙区制) <sup>15</sup>	3/3 (中選挙区制)
議席配分の方式	並立制 (一票)	並立制 (二票)
任期	3年	4年

出所：王業立 (2008)、40頁

表制、単記移譲式比例代表制に分けられる。名簿式比例代表制は、各政党が候補者リストをたて、有権者は各候補者リストから1名を選んで投票する制度である。そのリストの順位を変えられないのは拘束式名簿、候補者に対する優先投票によって順位に影響を与えることができる非拘束式名簿、名簿に記載されていない者に対する投票を認める自由名簿式がある<sup>8</sup>。単記移譲式比例代表制は、有権者が候補者に順位をつけて投票して、当選基数に達する人を当選させる政党である。最下位者の得票と当選者の剰余票は第二順位の候補者に移譲し、定数にいたるまで繰り返す。

日本や台湾ではかつて定数が複数という点で大選挙区制に分類できる中選挙区制で選挙が行われており、単記非移譲制で票を計算した。欧米の政治学者はこの中選挙区制のことをSNTVと呼び、SNTVの選挙制度は特定の選挙結果(「少数当選」|選挙区内の約5~7%の票を集めれば、当選できる|など)を生みやすいという分析を行っている<sup>9</sup>。以上、選挙制度に関して概略的に説明した。続いて台湾の選挙制度について考察する。

### 3. 2004年まで台湾の選挙制度—「中選挙区制」

台湾では、国民党が中国本土から撤退してくる以前の1935年に初めて選挙が行われたが<sup>8</sup>、長期間にわたり主に「中選挙区制—単記非移譲制」(single non-transferable vote, multi-member district system, 略称SNTV-MMD、以下「中選挙区制」)で選挙が行われてきた<sup>10</sup>。1947年に第一回立法院(国会相当)選挙が行われてから、長く改選が行われなかったため、立法委員は「万年国会」と呼ばれた<sup>11</sup>。1992年に全面改選がなされて、2004年までの選挙は中選挙区制を中心として行われた<sup>12</sup>。Nohlen(1996)によれば、選挙制度の設計と評価は二つの基準がある。それは統治の可能性(governability)と配分の比例性(proportionality)である<sup>13</sup>。統治の可能性とは、政治的安定を指す。一般的に連立政権が発生しやすい多党制より、二党制のほうが統治の可能性が高い。配分の比例性は、票が議席に転換されるプロセスで得票率が議席率に近ければ近いほど高くなると考えられている。実際に、中選挙区制には幾つかの利点が存

<sup>8</sup> 同上、3頁参照。

<sup>9</sup> 伊藤・田中・真淵(2000)、141頁参照。

<sup>10</sup> 1992年に、職業団体代表を廃止し、名簿式比例代表制を導入した。それから2004年まで、中選挙区比例代表並立制で行われていた。

<sup>11</sup> 1947年に第1回立法院選挙は台湾選出以外に中国大陸地区も含まれて行われたが、国民党が中国共産党に負けて、台湾に撤退してきた。そのため、中国本土から選出された立法委員の全面改選は、モンゴルや中国大陸を含む中国本土で全面改選が出来るまで実施が見送られることとなった。その結果、初期に選出された議員は、1992年に全面改選がなされるまで事実上の終身議員となった。

<sup>12</sup> 第二回の1992年、第三回の1995年、第四回の1998年、第五回の2001年、第六回の2004年、合計5回の全面改選は中選挙区制で行われた。

<sup>13</sup> Nohlen(1996)、Dieter「拉丁美洲的選舉制度與選舉改革」『新興民主國家的憲改選擇』韋伯文化、1999。

<sup>14</sup> 1992年第二回の立法院選挙は定数161、1995年第三回の立法委員選挙は定数164、1998年の第四回立法院選挙の定数は凍結された省議員選挙の枠を加えて、225に大幅に増員した。2001年第五回と2004年第六回の立法委員選挙は定数225であった。

<sup>15</sup> 1992年の第二回と1995年第三回の原住民委員の定数は6、1998年の第四回から8に増加した。

在する。比較的簡単な相対多数決であり、配分の比例性が相当に表される。そのため、小党に有利であり準比例代表制 (semi-proportional representation) とも言われる。さらに定数1以上を持つ政党内の候補者の中から気に入った個人を選択できるという利点もある。小選挙区制の結果より国民の意見分布に近い結果となると考えられる。しかしながら、中選挙区制は台湾の政治に様々な悪弊をもたらしたと台湾の学界に指摘されることとなり、国民も政治の腐敗に対して改革を求めたため、大幅に制度が変更されることとなった。2008年の第7回の立法院全面改選からは小選挙区制で行われた。以下では、台湾の「中選挙区制」と「小選挙区制」についての説明を行う。

1992年から2004年まで台湾の立法院選挙は、中選挙区制を中心として行われていた。定数225人中、168人は全国29選挙区において中選挙区単記非移譲式で実施される選挙により選出された<sup>16</sup>。原住民枠は定数8で、山地と平地に分けて全国二つの選挙区に分けられ、中選挙区単記非移譲式で選出された。比例代表は定数49で、名簿式で全国一つの選挙区に台湾の有権者と共に海外に滞在する華僑を含んだ形で選出された。ただし、一人一票制がとられていたために、各政党公認候補者の得票に基づいて5%以上の得票率(議席阻止条項)を得た政党はヘア基数(脚注6参照)で議席の配分を受けていた。地域区選挙により選出される議席が全体の4分の3を占めて、比例代表選挙は地域区選挙の得票率に依存していたため、この時期の選挙は中選挙区を中心にしたと言えるだろう。

ところが、台湾の学界からは、中選挙区単記非移譲式に関しては六つの弊害が指摘された。第一は選挙区の定数が複数であったため、当選に必要な票数がそれほど多くなく、「少数当選」と「一票の格差」が生じることとなったこと。第二に、「少数当選」が生じるので、特定の有権者の支持を得るために過激な発言をする極端な立候補者が生じやすい、特定の団体の利益を守れば再選できる、政策の討論が行われにくい、買票など選挙期間における不正行為が行われやすい、そして政党の役割が低下するなどの問題

が生じたこと。第三に、各政党の候補者が党の推薦を得るために、互いに激しく闘争することがしばしばあったこと。また、選挙期間中に政党間の競争より、限られた票田をめぐる同じ党の候補者による票の奪い合い、すなわち「同士討ち」になってしまう状況が多く生じた。第四に、中選挙区での政党推薦が地方派閥に握られ、「黒金政治」(金権政治)につながり、政党の存在の希薄化をもたらしたこと。第五に、立候補者が多く、有権者が投票先を決定しにくい状況があったこと。第六に、多くの立候補者を当選させるために、政党が有権者に「戦略投票(票割)」を呼びかけることもあった。有権者が自分が最も好ましいと考える候補者より当選の可能性のある立候補に投票する戦略をとることにより、民主政治の本質に反する可能性を生じさせることとなった。選挙改革を求める世論に応じて台湾の国会では、与野党とも選挙改革に前向きであったが、改革の内容や方向に関してはコンセンサスがとれていなかった。

1990年代前後に韓国(1988)をはじめ、ニュージーランド(1996)、イタリア(1994)、日本(1994)等で選挙改革が行われた。その国々の選挙制度は必ずしも同じではなかったが、いずれの国も混合制(小選挙区比例代表制)を採用した。特に韓国と日本では、中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に転換することとなった。その目的は政治の安定及び配分の比例性を考慮して、混合制を通じて国家の政治発展を果たすことである。混合制の採用により、政治を安定させること、社会の中の多様な意見を受け入れるなどの効果を発揮することが期待された。

#### 4. 台湾における小選挙区比例代表並立制

2005年に憲法改正によって選挙改革が行われた。立法委員(国会議員相当)の定員数を225から113に半減して、任期を3年から4年に延長した。さらに、小選挙区比例代表並立制へと選挙制度を変更し、その他の細かい関係条項も改定された。例えば、憲法の追加修正条文

<sup>16</sup> 台湾(澎湖諸島、福建省の金門県と連江県を含む)には、25県市があるが、2004年の選挙改革以前には、台北市と高雄市の2選挙区、台北県の3選挙区を例外として、他各県市には1選挙区が割り当てられることで、総選挙区は29となった。

の第4条の第4項では「各政党の当選名簿において、女性の比率は二分の一以下となつてはならない。」と女性の保障定数を明文化している。また、同条文の第1項では、台湾の先住民で人口の約2%を占める原住民の6議席の保障定数と、海外華僑の参政権も定められた。女性と華僑枠は比例代表に含まれる。ただし、原住民枠の選出方法は変更せず、山地原住民と平地原住民を分けて、定数3ずつの中選挙区制単一非移譲式で選挙が行われる。

2008年から新たな選挙制度を施行することとなった。以降、2012年まで計二回の選挙が行われている。

#### 4. 1. 台湾における「小選挙区制」の採用

台湾での、旧選挙制度は中選挙区比例代表並立制であり、ある意味では混合制の一種であった。そのため、改革の初期段階では、国会では選挙制度の変更ではなく「一票」から「二票 (two-ballot system)」への比例代表制の一部分に注目していた。旧制度では一票制だったので、中選挙区制においてある政党に公認された候補者に票を入れれば、比例代表制においてその政党に票を入れることと同等であった。つまり分裂投票ができなかった。「一票」を「二票」に変更する場合は、分裂投票を可能にして比例代表の代表性を高めることに加えて、与野党の合意で選挙罷免法を改定するだけで改革を果たせるという利点もあった。しかしながら、選挙制度の変更は憲法改正を必要とする問題であり、難易度が高くなる。また、制度改革は現職議員の利害に直接影響を及ぼす可能性があるために、大幅改革への抵抗も強かった。

1992年に全面改選が行われるまで、国民党は立法院(国会)で与党として絶対的な主導権を握っていた。ところが、1993年に国民党から反李登輝の非主流派が脱党して新党を結成した結果、1995年第三回の立法院の改選結果で、国民党は政権維持したものの、絶対的な優位を

失った。そのため、ここまで選挙制度の改革に抵抗していた与党は一変して小選挙区制への改革を検討しようとしたが<sup>17</sup>、野党に反対された。1996年6月に中央選挙委員会は選挙区の規模(定数)を5以下に縮小して、二票制を導入するという妥協案を提示した。しかしながら、政府与党は与野党に改革への共通認識がある限りに妥協案を受けるとはできず、改革の目標が小選挙区であると改めて表明したが、野党側は小選挙区制に異議を示した。同年、重大な政治紛争の解決を目的として設置される「国家発展会議」が開催され、与野党は小選挙区比例代表制の採用に関して合意した。しかしながら、小選挙区と比例代表の定数割り及び「第二票(政党票)」の計算方式について、日本式の並立制を採用するか、ドイツ式の併用性を採用するかにおいて与野党の間で意見は分かれた。

ドイツ式の併用制は二票制を採用しているので、第1票は小選挙区の候補者に、第2票は政党の州の比例代表候補者名簿に投票する。この政党に投じられる第2票によって選挙区の議席も含めて、各政党の総議席数が決定する。ただし、5%以上を得た、あるいは小選挙区で3議席を得た政党のみに議席が配分される。比例代表制の部分の議席配分は余りが生じるため、ヘア・ニーマイヤー式(Hare-Niemeyer-Verfahren)により、残りの議席を配分する。まず、総議席数にある政党の得票をかけて、その値を5%以上の得票を得た政党の総得票で割る商が、その政党の全国の議席数である。剰余議席は、その商の小数点以下の値の大きい順に1議席ずつ加えられる。各政党の州単位の議席数は、各州での得票にしたがって計算される。ある政党がある州の獲得議席から、その党のその州での小選挙区における当選者数を引いたものが、その党のその州における比例代表による議席数である。州において比例代表による議席配分を上回る小選挙区の当選者がある場合は、超過議席と呼ばれ、超過議席の許容範囲は定数の5%までと定められていた。以上の選挙制度は、ドイツにより初めて採用されたため、ドイツ式とも呼ばれる。また、小選挙区の欠点を修正した制

<sup>17</sup> 行政院長連戦は1995年の第三回立法院改選の前に、小選挙区制に対して反対意見を示したが(自立早報、1995年10月25日、2頁)、立法院改選後には小選挙区制が旧制の悪弊を改善することに積極的な意義があると指摘した(聯合晚報、1995年12月6日、1頁)。その翌日には当時の総統李登輝も小選挙区制を支持すると表明した(中央日報、1995年12月7日、2頁)。

度であり、補正制度 (corrective system) とも呼ばれる<sup>18</sup>。しかし、坪郷 (2004) によれば、この制度の特徴は、ある政党の獲得する全議席数が比例代表制によって決まることにあり、制度の本質は比例代表制である。ドイツでは、この制度を「候補者選挙を加味した比例代表制」と呼んでいる<sup>19</sup>。

並立制も2票制を採用し、第1票は小選挙区の候補者に、第2票は政党の比例代表名簿に投票する点は併用制と同じである。しかし並立制では比例議席の配分方式はドント式である。ある政党の総得票を、0から始めそれまでに配分された議席数に1を加えて割る。最高の商または平均を得た名簿には次の議席が配分され、新しい議席の合計が与えられた商は再計算される。このプロセスはすべての議席が配分されるまで計算される。実際には日本以外の国もこの並立制が採用されているので、台湾で「日本式並立制」と呼ばれるのは不適切ではないかと考えられる。

比例代表において異なる議席配分によって「並立制」と「併用制」の最大の違いは比例性 (proportionality) である。「併用制」は、比例代表選挙の議席配分によって、大政党の議席率が得票率より高いという非比例性 (disproportional) 現象が起こりにくい。「並立制」の比例性は、分裂投票が起こったかどうか、小選挙区の定数が総定数に占めた割合はどうだったか、の要因に従い変化する。小選挙区の割合が高ければ高いほど小政党に不利になる。

以上をふまえると、1995年に与党国民党が選挙改革に賛成に転じたことには、ReeveとWareの唱えた、「政府(与党)は国民の支持を失って、現在の選挙制度のもとで党の競争力が脆弱性を持つと意識した時に、選挙制度とルー

ルを改革する動機が生まれる<sup>20</sup>。」という仮説が適用できると考えられる。民進党を始めとする野党の勢力が伸長すると共に、与党の国民党は現在の選挙制度が政権に与える影響を不安視し始める。この場合には新たな二大政党制をもたらす選挙制度を導入することは、自分の政治利益を確保することに繋がる。さらに選挙の際の政党の役割を強化することができ、党内競争や同士打ちの状況を避けられる。そのため、国民党にとっては、二大政党制による政権維持が期待できる「並立制」のほうが望ましかった。これに対して野党側、特に民進党は従来の政治基盤が崩れることを恐れ、改革に対して保守的な行動をとることになった。民進党にとっては、黒金政治を防止することができるうえ、得票率と議席率が比較的乖離しない「併用制」のほうがより望ましい改革案であった<sup>21</sup>。

ところが、2000年に国民党は再び分裂して、親国民党が設立された。そのため、翌年の立法院選挙で国民党は絶対多数の地位を失って、民進党が国会第一政党になった(表3)。その後、民進党は「併用制」から「並立制」へと主張を変更した。その理由は、2001年の得票率に基づいて試算した結果、「並立制」が民進党に有利であり<sup>22</sup>、また日本の経験から「並立制」が大政党に有利であるという認識を得たことである<sup>23</sup>。小笠原(2010)によれば、この制度の導入は民進党にとって、国民党を敗北に追い込むと同時に台湾團結聯盟(略称台聯<sup>24</sup>)をも弱体化させることができる一石二鳥の手段という側面を持っていた。さらに、国民党にとっても親国民党を弱体化させ吸収合併できるというメリットがあった<sup>25</sup>。

当時の立法委員の定員問題も取り上げられた。1998年に台湾省議会・台湾省長選挙が停止され、61人の元省議員を立法委員として吸

<sup>18</sup> 林 (1999)、80 頁参照。

<sup>19</sup> 坪郷 (2004)、83 頁参照。

<sup>20</sup> Reeve and Ware (1992)、13 頁参照。

<sup>21</sup> 王業立「国会改革重新啓動」『中国時報』、2008年8月27日、A5頁。

<sup>22</sup> 2001年民進党の得票率による試算では、並立制で選挙が行われれば、46.9%の議席率だが、併用制で行われれば、議席率は36.9%となる。当時、中選挙区の議席率38.67%と比べると、並立制の過大代表という特徴による膨大な議席ボーナスを明らかにした。徐 (2002)、11 頁参照。

<sup>23</sup> 吳明上 (2009)、124 頁参照。

<sup>24</sup> 台湾團結聯盟は国民党を追放された李登輝と共に、2001年に国民党本土派が離党して結成した政党である。国民党から分裂したものの、民進党と友党にある。

<sup>25</sup> 小笠原 (2010)、30 頁参照。

表3 各政党の地域区選挙の得票率及び議席率（1992-2004）

		第二回 1992	第三回 1995	第四回 1998	第五回 2001	第六回 2004
国民党	得票率	53.02	46.06	46.43	28.63	32.83
	議席率	57.60	52.34	54.55	30.11	34.66
民進党	得票率	31.03	33.17	29.56	33.46	35.72
	議席率	30.40	32.03	29.55	39.20	39.78
新党	得票率	-	12.95	7.06	2.62	0.12
	議席率	-	12.5	3.98	0.54	0.54
親民党	得票率	-	-	-	18.61	13.90
	議席率	-	-	-	20.11	15.34
台聯	得票率	-	-	-	7.78	7.79
	議席率	-	-	-	4.55	3.98
その他	得票率	15.95	7.82	16.95	9.12	9.64
	議席率	12.00	3.13	11.93	5.43	5.68

出所：政治大学選挙研究センターのホームページに基づいて筆者作成

表4 主要な政党の選挙制度の主張

	民進党	国民党	親民党、台聯
選好	並立>中選挙区>併用	並立>中選挙区>併用	併用>中選挙区>並立

出所：蔡学儀（2009）89-90 頁

取することで「進路」問題を解決するために、立法委員の定員が164人から225人に増加されたという経緯がある。選挙制度改革の風に乗って、2004年民進党主席（総裁相当）林義雄は立法院の前にハンガーストライキを通じ議員定数半減を訴えて<sup>26</sup>、世論の支持を得た。主要政党は「改革に反対するのは抵抗勢力」という日本の小泉政権時期と同じような非難を恐れ、小選挙区比例代表並立制と定数半減に賛成した。

一般に、全ての選挙制度は大政党を有利にして小政党を不利にする<sup>27</sup>。川人（2004）は比例代表制においては全国集計した得票率と議席率の乖離が小さく、小選挙区制においては大きい中選挙区制は両者の中間に位置すると指摘した<sup>28</sup>。Lijphart（1984）は「併用制」も比例代表の一種だと主張した<sup>29</sup>。台湾で各政党はそれぞれの選好を持って、親民党と台聯は得票率と

議席率の乖離が小さく、比較的比較性が高い「併用制」を好んだ。しかしながら、民進党と国民党の二大政党が「並立制」が自らの利害に合致すると考えたため、最終的に定数半減、「並立制」の導入などが国会で採決された（表4）。

#### 4.2. 台湾で「並立制」に関わる改革

台湾では小選挙区制に選挙制度を変更した際に、国会議員の定員数を半減させたので、国会議員の代表性が足りないのではないかという意見がある。ここで、表5において台湾とG7及びアジアの主要な民主主義国家との比較を行い各国の代表制の現状を明らかにする。確かに台湾では人口百万人あたりの国会議員数が、選挙制度改革により約9.84人から約4.94人に減少した。しかしながら、それには前述した元省議員を立法委員として吸収して、立法委員が225

<sup>26</sup> 「林義雄禁食静坐 促立委減半」自由時報、2004年3月2日、8頁。http://www.libertytimes.com.tw/2004/new/mar/2/today-p8.htm（アクセス日：2012年7月1日）

<sup>27</sup> Rac（1967）、134-135頁参照。

<sup>28</sup> 川人（2004）、198頁参照。

<sup>29</sup> Lijphart（1984）、154頁参照。



表5 各国の国会（下院）議員定数と人口比（2004年）

2004	国	人口（百万人）	下院議員数	下院議員数 / 百万人
	シンガポール	4.2	87	20.880
	英国	59.9	650	10.857
	イタリア	58.2	630	10.830
	台湾（改革前、1998年）	22.9	225	9.835
	カナダ	32.0	308	9.627
	フランス	62.5	577	9.227
	マレーシア	25.4	222	8.675
	タイ	66.1	500	7.569
	ドイツ	82.5	598	7.247
	台湾（改革前、1995年）	22.9	164	7.169
	韓国	48.0	299	6.224
	台湾（改革後）	22.9	113	4.940
	日本	127.8	480	3.757
	フィリピン	83.9	286	3.407
	インドネシア	224.6	560	2.493
	米国	293.0	435	1.484
	インド	1079.7	543	0.503

議員数出典：外務省（各国・地域情勢）（台湾以外）  
台湾人口出典：中華民国内政部統計処  
他の人口出典：世界銀行 2004 年データ

人まで増加した経緯があった。このことにより、制度改革前の百万人当たりの議員数が他国と比べ多いという印象をうけるが、台湾省「凍結<sup>30)</sup>」前の定員数（164）から見ると、百万人当たりの議員数は約 7.17 人であって、表に掲載されている国の中では中位であったと言える。定数半減後においても、他国との比較で考えると依然中位であった。

議員の代表性の問題は選挙区の区割り方法、並立制か併用制かの選挙制度の選択、地域区選挙と比例代表の定数の割合などが関わるので、単に議員定数という数字で代表性を論じるのは不相当ではないかと考える。しかし、1998 年に特殊要因で定員が増加していたため、確かに定員数を減少する必要はあったと考えられる。

また選挙制度を改革したことによって、選挙区の再区割りをする必要が生じた。台湾の中央

選挙委員会は選挙区区割りに関して、一票の格差を無くし（票票等値）、行政区域を調整し（行政区域完整）、争議をできる限り少なくし（争議最少）、地方を尊重する（尊重地方）という 4 原則を掲げていた。しかしながら、実際の「第七回立法委員における直轄市、県（市）選挙区の区割り原則（第七屆立法委員直轄市、縣市選挙区劃分原則）」<sup>31)</sup> をみると、はじめの 2 原則のみ重視したようである。各選挙区の立法委員定数配分について、1 回目の配分で、台湾の総人口から原住民人口を引いて、地域区選挙の定数 73 で割ったのが最初の人口基数である。その人口基数に達してない県市は、憲法追加修正条文第四条の 1 の一で定数に関する「各県市からすくなくとも 1 人<sup>32)</sup>」と明記されていることから定数 1 を配分された。2 回目の配分で、他の直轄市、県市の人口を残った定数で割ったのが、2 回目の人口基数である。またそれぞれの残りの直轄市、県市の人口を割って、その商と

<sup>30)</sup> 実質上「台湾省」はほぼ中華民国の実効統治範囲と同様で二重行政という問題があった。その問題を解決するために、1997 年第 4 回の憲法改正によって台湾省の「凍結」が定められた。1998 年に、台湾省議会、台湾省長選挙が停止された。

<sup>31)</sup> 中央選挙委員会ホームページより [http://web.cec.gov.tw/ezfiles/0/1000/attach/52/20061031182001\\_a14.doc](http://web.cec.gov.tw/ezfiles/0/1000/attach/52/20061031182001_a14.doc)（アクセス日：2012 年 7 月 9 日）

<sup>32)</sup> 2005 年 6 月 10 日中華民国憲法追加修正条文（第 7 次憲法修正）。出典：台北駐日経済文化代表処ホームページ。http://www.roc-taiwan.org/JP/ct.asp?xItem=18220&ctNode=3259&mp=202（アクセス日 2012 年 7 月 9 日）

なるのが直轄市、県市の定数である。剰余定数はそれぞれの直轄市、県市に配分後の剰余人口数にそって配分される。

2004年に中央選挙委員会に発表されたデータを用いて計算すると以下ようになる。常住人口以外の人口22,090,495を73で割った商は305,658.8で、人口基数である。「各県市からすくなくとも1人」という憲法の規則によって、その人口基数に達してない県、市に定数1を配分した。連江県(8,929人、離島)、金門県(61,805人、離島)、澎湖県(91,625人、離島)、台東県(162,540人)、花蓮県(262,047人)、嘉義市(269,472人)、基隆市(284,918人)の計7県市が定数1となる。まだ配分を受けていない直轄市、県市の総人口20,949,159を剰余定数67で割った商は342,524.8で、これが直轄市、県市の人口基数である。新竹市(382,917人)、宜蘭県(448,845人)、新竹県(445,551人)は人口数を342,524.8で割った剰余が不足で定数1しか得られなかった。その後、同じ人口基数で各直轄市、県市の人口により剰余定数を配分する。そのため、南投県(512,471人)、苗栗県(551,340人)、嘉義県(553,546人)、雲林県(737,057人)、台南市(751,187人)は定数2を配分された。屏東県(847,798人)、台中市(1,009,990人)、台南県(1,102,838人)は定数3を配分された。高雄県(1,222,508人)と彰化県(1,312,298人)は定数4、高雄市(1,501,799人)と台中県(1,507,171人)は5を配分された。桃園県(1,792,301人)は6、台北市(2,614,502人)は8、台北県(3,655,040人)は12を配分された。

議員定数が増えとなった直轄市、県市においては、選挙区の再編成も行われた。この際に、同一直轄市、県市内の各選挙区の人口差は人口平均の15%以内というルールが定められている。例えば、台北市の人口2,614,502を立法委員定数8で割れば、台北市の人口平均は326,812.8である。その平均に15%の正負差を加えれば、277,790.8から375,834.7までが台北市の各選挙区の人口差の許容範囲である。そのため、許容範囲以外の地区は村、里単位で分

割し、他の地区に合併される。このような選挙区の再編成は現職立法委員の選挙に重大な影響を及ぼすために、立法院での区割りに関する審議の時点で各政党の合意が得られなかった直轄市、県市もあった。結果として、8直轄市、県、市では、くじで区割りを決めることとなった。くじの結果、台北市、台中市、苗栗県、彰化県は中央選挙委員会の提案で、台北県は台聯提案で、桃園県は民進党の提案で、高雄市は(立法院で)協議した提案で、屏東県は国民党の提案で最終的な選挙区割りが決定した。ここまでは選挙区区割りの説明である。以下においては、その区割りとルールによって生じた一票の格差についての議論を行う。

同じ直轄市、県市内での一票の格差を無くすために、選挙区間の人口差に関する上下15%ルールが定められた。しかしながら、このルール自体により矛盾が生じることとなった。各県市の人口が異なるため、各県の人口基数も異なっていた。立法委員定数2以上の行政区を比べると、2004年の台南市の人口平均数は375,593.5で、一選挙区の人口上限は431,932.5であった。南投県の人口平均数は256,235.5で、一選挙区の人口下限は217,800.2であった。つまり、同じ定数2以上の県市の選挙区の中でも、人口数の差が2倍あったこととなる。離島などの定数1の選挙区と比較すれば、一票の格差は更に大きくなる。表6では、台湾において中選挙区制及び小選挙区制のもとでの一票の格差の問題を表している。2004年に最後の中選挙区制選挙が行われたため、2004年の人口数で両制度の試算をした。また、2009年に幾つかの都市が昇格及び合併されたために、本表では新たな行政区で表した<sup>33</sup>。ここで用いる相対代表指数<sup>34</sup>とは、ある県市の全国での議席割合をその全国での人口割合で割った数値であり、1に近ければ近いほど、人口がより正確に議席数に対応している。例えば、改革前の中選挙区制で彰化県の相対代表指数は1.002であった。つまり、彰化県は台湾の人口に占める割合とほぼ同じ割合で立法院でも代表されていたのである。逆に、台東県の相対代表指数は0.809

<sup>33</sup> 2009年の行政区改制で台北県が新北市に改名し、台中県が台中市と合併し、台南県が台南市と合併し、それぞれ直轄市になった。直轄市の高雄市は高雄県と合併し拡大した。

<sup>34</sup> 相対代表指数は、(各直轄市、県市の議席数 / 立法院総議席数) / (各直轄市、県市人口 / 台湾総人口) で算出される。

表6 台湾における選挙制度改革前後の「一票の格差」問題

行政区	2004年の人口 (原住民以外)	中選挙区制の議席	相対代表指数	小選挙区制の議席	相対代表指数
連江県	8,929	1	14.726	1	33.890
金門県	61,805	1	2.128	1	4.896
澎湖県	91,625	1	1.435	1	3.303
台東県	162,540	1	0.809	1	1.862
南投県	512,471	4	1.026	2	1.181
花蓮県	262,047	2	1.004	1	1.155
嘉義市	269,472	2	0.976	1	1.123
苗栗県	551,340	4	0.954	2	1.098
嘉義県	553,546	4	0.950	2	1.093
屏東県	847,798	6	0.931	3	1.071
高雄市	2,724,307	20	0.965	9	1.000
桃園県	1,792,301	13	0.954	6	1.013
新北市	3,655,040	28	1.007	12	0.994
台中市	2,517,161	19	0.993	8	0.962
台北市	2,614,502	20	1.006	8	0.926
彰化県	1,312,298	10	1.002	4	0.922
雲林県	737,057	6	1.070	2	0.821
台南市	1,854,025	14	0.993	5	0.816
基隆市	284,918	3	1.385	1	1.062
新竹市	382,917	3	1.030	1	0.790
新竹県	445,551	3	0.885	1	0.679
宜蘭県	448,845	3	0.879	1	0.674
合計	22,090,495	168		73	
平均	1,004,113		1.687		2.788
標準偏差			2.926		7.014

人口及び議席数の出典：中華民国中央選挙委員会<sup>35</sup>により筆者作成。

であり、その台湾での人口の割合ほどには立法院では代表されていなかったのである。澎湖県、金門県、連江県等の離島を除いて、台湾本島で最高の基隆市と最低の台東県の相対代表指数は1.71倍の差があった。離島を含めれば、その差は18.20倍があった。小選挙区の相対代表指数を中選挙区制と同様に2004年の人口で試算すれば、高雄市の人口はほぼ正確に立法院での議席に反映されている。しかしながら、台湾本島で相対代表指数の差は2.76倍あって、これは離島を含めれば、50.28倍の差となる。改革前後を見れば、台湾本島の相対代表指数の格差は更に1.61倍、全国的に2.76倍に拡大したのである。

以上の改革のプロセスから見ると、各選挙区の人口平均の差が上下15%というルールがあったために、選挙区の再編成をしなかった。中央選挙委員会は理論的に中立的と言える選挙区区割りを提案したのに、与野党は各自で自らに有利な区割りを提案し、合意が生まれなかった。そのため、くじで区割りが決められて、合理性が乏しい区割りとなった。そもそも「15%ルール」は「票票等値」の理想を果たしたために設けた原則だったが、各行政区の選挙区区割りの人口基数が異なっていたという基本的な矛盾があった。また、憲法に「各縣市からすくなくとも1人」という明文があっ

<sup>35</sup> 中華民国中央選挙委員会データベース <http://db.cec.gov.tw/vote421.asp?pass1=B2004A0000000000> (アクセス：2012年07月01日)

たので、離島など人口が少ない県にも定数1が設けられた。その結果、宜蘭県のように人口が相対的に多い県で立法委員の相対代表指数は改革前よりかなり低くなるなど、新たに一票の格差問題が生じた。憲法第7条で平等原則が定められているにもかかわらず、前述の「15%ルール」と「各縣市からすくなくとも1人」があったために、選挙区の間で人口の差が2倍以上となっていることは憲法違反ではないかと考えられた。

### 4.3. 台湾における「並立制」の現状

改革後の制度では立法院の定数113議席の中、73議席は小選挙区制によって選出される。34議席は名簿式比例代表制によって単一全国区から選出される。比例代表制において、票と議席の間の転換は比例性が高いので、少数当選のような代表性の不足の問題は生じない。また、新たな制度においては得票率が5%以上の政党のみが議席を獲得する資格を得るという議席阻止条項がある。得票率が5%未満の政党の票は得票率5%以上の政党に再分配されて、再分配の得票率によってヘア基数（脚注6参照）で議席が分配される。議席阻止条項により小党乱立の状況は避けることができるが、旧制度より小党の生存が困難になった。過去の中選挙区制でも5%の議席阻止条項があったが、小党が生存しやすいという比例代表制の特徴があったため、2004年に5%以上の得票率を得た政党は4あった。しかしながら、改革後2008年の選挙で小党の中でも有力であると考えられていた新党と台聯は、3.95%、3.53%の得票率（表7）しか得ることができなかつたため、議席獲得の資格を失い、比例代表の議席が0となった。この結果をみると、議席阻止条項の影響は投票の意向に関係していることが分かる。新しい選挙制度では、並立制で地域区選挙と比例代表の票が2つに分けられたため、有権者が分裂投票

するかどうか、小党が比例代表の議席を獲得できるかどうかのキープポイントになった。

デュヴェルジェの法則（Duverger's Law）によると、単記非移譲式の場合に、小選挙区制が二大政党制を導き、比例代表性が多党制をもたらすという特徴がある<sup>36</sup>。実際に2008年に国民党、新党、親民党という泛藍陣営（Pan-blue groups）と、民進党と台聯を組んだ泛緑陣営（Pan-green groups）は各自で選挙協力を展開した。親民党と新党の候補者は国民党の公認候補者として中央選挙委員会に登録されて、共同推薦の形で選挙活動をしていた。更に親民党は比例代表名簿を提出しなかつた代わりに、国民党の比例代表名簿の中で4議席を得ていた<sup>37</sup>。泛緑陣営の出馬協調より泛藍陣営の選挙協力のほうがより効果があつて、合計82議席という圧勝を遂げた。また、2012年に党の生存危機に面した台聯は、地域区選挙で公認を行わずに比例代表部分の選挙で「一戸一票、搶救台聯」（一戸一票で台聯を救う）というスローガンを打ち出して、支持を呼びかけた結果、8.96%の得票率（表7）を達成した<sup>38</sup>。現行の並立制では、比例代表制の枠が30%に定められているため、確かに小党に不利であるが、二回の選挙の実例を見ると、選挙協力がうまく行けば、小党の存続は不可能でもないことが分かる。

2005年に選挙制度を改革して以来、2012年までに2回の選挙が行われたが、同年、立法院長（国会議長相当）は小選挙区比例代表並立制の検討に関して、国民に共通の認識があれば憲法改正もありうると明言した<sup>39</sup>。緑の党、新党、台聯等の小党も聯合記者会見で小選挙区制による一票の格差の深刻さを強調して、5%の議席阻止条項を撤廃することと、比例代表の定数を増加することを呼びかけた<sup>40</sup>。マスコミや一部の世論は、表7で表した一部の数値を例に挙げて、旧制度と比べると、新制度のもとで

<sup>36</sup> Duverger (1963)、217頁参照。

<sup>37</sup> 「藍禮議橋不分区名单公布」『自由時報』、2007年11月15日 <http://www.libertytimes.com.tw/2007/new/nov/15/today-p1-2.htm>（アクセス日：2012年7月21日）

<sup>38</sup> 「台聯面臨最後一戰、懇請一戸一票搶救」『自由時報』、2012年1月13日 <http://www.libertytimes.com.tw/2012/new/jan/13/today-p17.htm>（アクセス日：2012年7月22日）

<sup>39</sup> 「検討選制 王金平：視狀況向馬總統建議」『聯合報』2012年1月17日、<http://udn.com/NEWS/NATIONAL/NATS1/6850923.shtml>（アクセス日：2012年7月22日）

<sup>40</sup> 「票票不等值 小党籲選制改革」『自由時報』2012年1月20日、<http://www.libertytimes.com.tw/2012/new/jan/20/today-p4.htm#>（アクセス日：2012年7月22日）

表7 選挙制度改革前後の各政党の得票率及び議席率 (%)

			第五回 2001	第六回 2004	第七回 2008	第八回 2012
国民党	地域	得票率	28.63	32.83	55.77	48.18
		議席率	30.11	34.66	77.22	65.75
	比例	得票率	32.35	36.38	51.23	44.55
		議席率	31.71	36.59	58.82	47.06
民進党	地域	得票率	33.46	35.72	39.79	43.80
		議席率	39.20	39.78	16.46	36.99
	比例	得票率	37.82	39.59	36.91	34.62
		議席率	39.59	39.02	41.18	38.24
新党	地域	得票率	2.62	0.12	0	0.08
		議席率	0.54	0.54	0	0
	比例	得票率	0	0	3.95	1.49
		議席率	0	0	0	0
親民党	地域	得票率	18.61	13.90	0.3	1.33
		議席率	20.11	15.34	1.27	0
	比例	得票率	21.04	15.40	0	5.49
		議席率	21.95	14.63	0	5.88
台聯	地域	得票率	7.78	7.79	0.99	0
		議席率	4.55	3.98	0	0
	比例	得票率	8.79	8.63	3.53	8.96
		議席率	9.76	9.76	0	8.82
その他	地域	得票率	9.12	9.64	3.15	6.61
		議席率	5.43	5.68	5.06	5.06
	比例	得票率	0	0	4.38	4.90
		議席率	0	0	0	0

出所：政治大学選挙研究センターのホームページに基づいて筆者作成

の2回選挙では得票率と議席率に大きな格差が生じており、民主主義の機能不全や一票の格差問題が生じていることを指摘した<sup>41</sup>。

しかも二回の選挙結果で、北部では泛藍陣営の候補者しか選出されてない状況に対して、南部では民進党の立法委員しか選出されてない<sup>42</sup>。有権者の投票が、議席に結びつかない死票という問題が議論された。死票 (dead vote; wasted votes) とは選挙において落選した候補者に入れた票のことであり、選挙結果には反映されない。表8を見ると、中選挙区制の選挙結果で死票率は2割台に止まった一方、小選挙区

制の選挙結果では死票が4割を超えた。選挙制度によって、死票率が約2倍に増えたため、小選挙区制に対する「一票不等値」の批判や改革の声が出た。

確かに、表7と表8のデータを見ると、中選挙区制より小選挙区制のほうが得票率と議席率が乖離して、死票が2倍近くまでに増え、一票の格差問題が生じていることが分かる。ただし、小選挙区制は典型的な多数決により代表を選出する場合に相応しい制度であり、死票が増え、大政党の得票率が議席数に過大に反映される傾向がある<sup>43</sup>。そもそもその傾向は小選挙区

<sup>41</sup>「一票不等値 得票率35% 0席」『自由時報』2012年1月16日、<http://www.libertytimes.com.tw/2012/new/jan/16/today-t1-2.htm#> (アクセス日：2012年7月22日)

<sup>42</sup>脚注36参照。

<sup>43</sup>内田(1999)、215頁参照。

表8 選挙制度改革前後の死票率

	2004年中選挙区制で 地域区選挙の概況	2008年小選挙区制で 地域区選挙の概況	2012年小選挙区制で 地域区選挙の概況
投票数	9,649,868	9,897,618	13,170,281
死票数	2,220,307	4,242,106	5,955,527
死票率	23.01%	42.86%	45.22%

出所：政治大学選挙研究センターのホームページに基づいて筆者作成

制を導入する前に認識されていた事実であって、2005年に、与党の民進党と最大野党の国民党は各自の計算により議席の躍進と確保を期待して、共同で小選挙区を導入した結果なのである。ところが、民進党にとって誤算であったことに、新制度の結果国民党が50%以上の絶対多数を握って、協力政党を加えれば泛藍陣営が3分の2の議席を持ち、憲法改正の主導権までを握ることとなった<sup>44</sup>。その状況は、国民党の単独優位体制になってしまうのではないかと指摘されることとなった。もちろん小選挙区制は議席が大政党に集中して、少数意見を無視、圧殺する傾向がある。だが、日本での経験を見ると、小選挙区制において必ずしも単独優位体制になるとは限らず、政権交代も実現している。さらに、単独優位体制は悪弊をもたらす制度と言い切ることはできない。民進党が行ったように、改革の過程において小選挙区制を支持したが、結果的に主流派の誤算で政権を失った後、死票が多いという特徴を取り上げて小選挙区を批判することは果たして適切なのかと考えられる。言うまでもなく、このように半数近くの有権者の意見を無視する死票の問題は、「票票等値」の原則に反する。そのため、「中選挙区制に戻る」という意見までもが出てきた。しかし、政党は異なる選挙制度の下では異なる行動をとる傾向があるし、有権者も自分の票の価値を最大化を望む傾向がある。小選挙区制においてはまだ2回しか選挙が行われてないことを考えると、大幅な選挙制度改革に関しては慎重な姿勢をとるべきである。

## 5. 終わりに

台湾においては中選挙区制の悪弊を改革するために、小選挙区制が導入された。しかしながら、それらの弊害の原因は中選挙区制という制度だけに起因するものではなかったため、実際に全ての状況が改善されたわけではない。また票の等値を実現させるために中央選挙委員会が定めた「人口平均の上下15%」原則は、逆に一票の格差と、憲法の増加修正条文第4条で「各縣市からすくなくとも1人」による一票の格差の問題も生じることとなった。そもそもそれらの問題は憲法本文の第七条で唱われている「中華民國の國民は男女、宗教、民族、階級、党派に問わず、法律上平等なる」という平等の原則に抵触したものではないかと思われる。そのため、台湾の地理的な人口分布をより公正に反映する定数配分のルールを定めることが必要であると考えられる。各直轄市、県市の人口基数が異なった際に、「人口平均数の上下15%」ルールを縮小すべきである。

一票の格差を完全に無くすことは容易ではないが、できる限り小さくしなければならない。中選挙区における定数不均衡の問題は、人口集中区の定数を増加して、過疎区の定数を減らすという定数は正でバランスがとれるが、小選挙区においては定数1という前提があるために、選挙区区割りを変えることによって是正するしかない。そのため、定数を変えない前提で、離島を含めた全国の選挙区の再区割りをしなければならない。少数民族問題と同様に、離島の人民の権益は重要だが、保護しすぎるとむしろ多数の人に損をもたらすかもしれないし、平等原

<sup>44</sup> 当時、民進党の立法委員林濁水は、小選挙区制を実行すれば、民進党が大敗し、万年野党に転落すると反論を述べた。「大党恐竜化 小党泡沫化」『自由時報』2005年5月16日、<http://www.libertytimes.com.tw/2005/new/may/16/today-o1.htm> (アクセス日:2012年7月22日)

則に反するようになる。台湾島内で、宜蘭県と新竹県のように、改革後比例性が低くなった行政区は多くなった。その根本的な原因は「各県から少なくとも1人」の憲法増加条文と考えられる。ただし、これは憲法本文の「票票等値」原則に抵触している可能性があるため、早急に大法官（憲法解釈の裁判官）に憲法解釈を申し立てるべきである。

Reed (1994) は、有権者が選挙を数回経験するにしたがって、次第に制度の特徴を理解し、自分の票を有効に使うようになると指摘した。現在まで2回しか行われていない小選挙区制を評価することには慎重であるべきだが、一票の格差は憲法に抵触する問題であり、早急な解決が期待される。

## 参考文献

### 日本語

- 阿部斉・内田満・高柳先男編『現代政治学小辞典』有斐閣、1999年。  
 伊藤光利・田中愛治・真淵勝『政治過程論』有斐閣、2000年。  
 梅津実・富沢克編著『エッセンシャル政治学』成文堂、2000年。  
 小笠原欣也「陳水扁の政権運営」若林正文編『ポスト民主化期の台湾政治－陳水扁政権の8年』アジア経済研究所、2010年、27-61頁。  
 川人貞史『選挙制度と政党システム』木鐸社、2004年。  
 呉明上「新選挙制度下の選挙協力：台湾と日本の場合」『問題と研究』第38巻4号、2009年。  
 佐藤令「諸外国の選挙制度－類型・具体例・制度一覧－」『調査と情報』第721号、2011年。  
 坪郷實「ドイツの場合【比例代表選挙下の政権交代】」梅津実・森脇俊雅・坪郷實・後房雄・大西裕・山田真裕共著『新版比較・選挙政治－21世紀初頭における先進6カ国の選挙』ミネルヴァ書房、2004年、79-125頁。  
 Dahl, R.A., 『デモクラシーとは何か』中村孝文訳、岩波書店、2001年。  
 西平重喜『比例代表制』中央公論社、1980年。

### 英語

- Duverger, Maurice, (1963) *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*. New York: John Wiley.  
 Lijphart, Arend, (1984) *Democracies: Patterns of Majoritarian and Consensus Governments in Twenty-one Countries*. New Haven, Yale University Press.  
 Lijphart, Arend, (1994), *Electoral System and Party Systems: A Study of Twenty-seven Democracies, 1945-1990*. New York: Oxford

University Press.

- Rae, Douglas W. (1967) *The Political Consequences of Electoral Law*. New Haven: Yale University Press.  
 Reed, S.R., (1994) *The Incumbency Advantage in Japan*. In ed. Albert Somit et al. *The Victorious Incumbent: A Threat to Democracy?*  
 Reeve, Andrew and Alan Ware (1992), *Electoral System: A Comparative and Theoretical Introduction*. London and New York: Routledge.

### 中国語

- 王業立『比較選挙制度』五南出版社、2008年。  
 呉東野「単一選区両票制選挙方法之探討－德国、日本、俄羅斯選挙之実例比較」『選挙研究』第3巻、第1期、1996年。  
 林継文「単一選区両票制與選挙制度改革」『新世紀智库論壇』Vol.6、1999年。  
 徐永明「単一選区二票制政治衝擊的模擬」『新世紀智库論壇』Vol.17、2002年。  
 蔡学儀『単一選区両票制新解』五南出版社、2009年。  
 Nohlen (1996), Dieter 「拉丁美洲的選舉制度與選舉改革」『新興民主國家的憲改選擇』韋伯文化國際出版社、陳駿德訳、1999年。

参考ホームページ（アクセス日：脚注に記載）

- 中国時報 <http://news.chinatimes.com/>  
 中央日報 [http://www.cdnews.com.tw/cdnews\\_site/](http://www.cdnews.com.tw/cdnews_site/)  
 自由時報 <http://www.libertytimes.com.tw/index.htm>  
 聯合報 / 聯合晚報 <http://udn.com/NEWS/mainpage.shtml>  
 International IDEA (International Institute for Democracy and Election Assistance) ホームページ <http://www.idea.int/>  
 中華民国中央選挙委員会ホームページ <http://www.ccc.gov.tw/bin/home.php>  
 政治大学選挙研究センターホームページ <http://esc.nccu.edu.tw/>